

2010年1月5日

各 位

株式会社みずほ銀行

電子記録債権を活用した商品・サービス提供に向けた專業子会社設立について

株式会社みずほ銀行（頭取 西堀 利）は、お客さまに電子記録債権を活用した商品・サービスを提供していくことを目的に、100%出資の專業子会社としてみずほ電子債権記録株式会社を設立いたしました。当子会社は、2008年12月に施行された電子記録債権法に基づき、関係当局から電子債権記録機関として指定を受けることを前提に、2010年上期のサービス開始を目指し準備を進めてまいります。

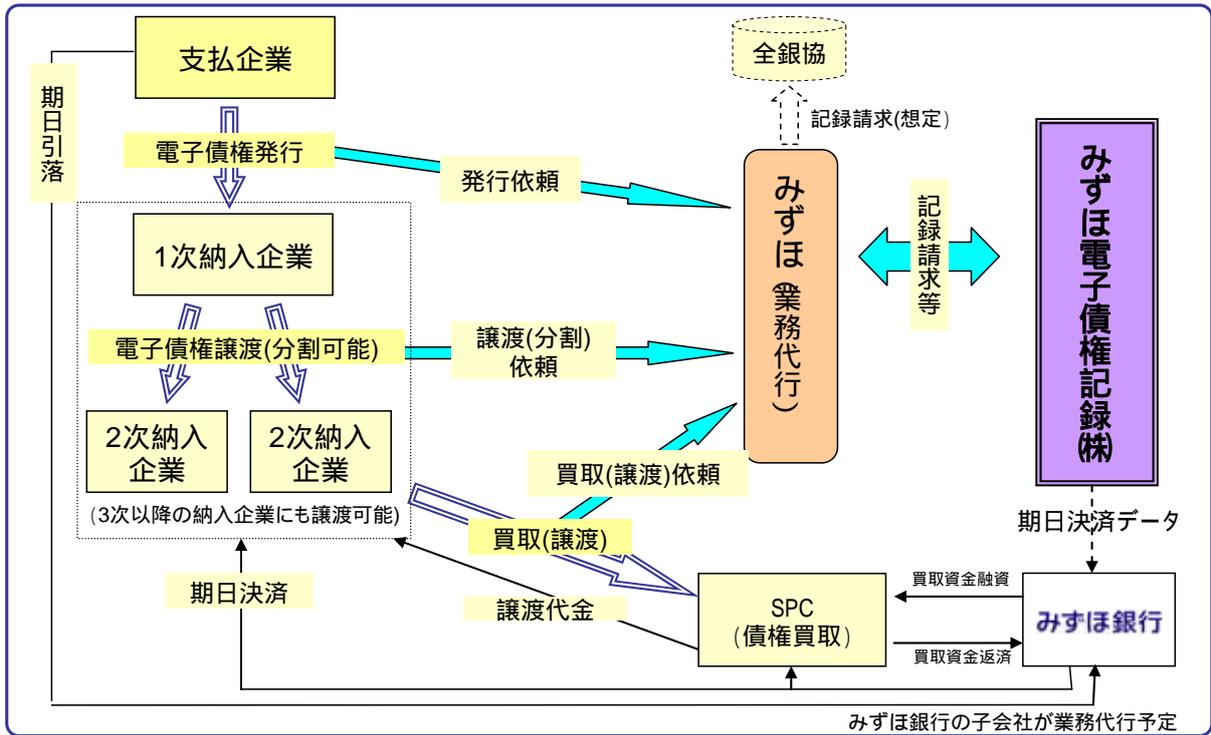
電子記録債権は、売掛債権や手形といった従来の決済手段の長所を合わせ持ち、今後幅広い利用が展望され、かつお客さまの資金調達円滑化に資する新しい債権です。みずほ銀行では、主に、大企業のお客さまが中小企業のお客さまに支払う電子記録債権を活用した決済サービス等を提供していく予定です。また、あわせて、シンジケートローンなどの貸付債権の譲渡取引への活用も検討しております。

なお、当子会社は、全国銀行協会において手形的利用を想定して検討されている電子債権記録機関とは異なるサービスの提供を予定しており、全国銀行協会の電子債権記録機関と相互補完的な利用が可能となるよう指向してまいります。

（当子会社の概要）

商 号	みずほ電子債権記録株式会社
所 在 地	東京都港区西新橋 1-11-4
純資産額	15 億円（資本金 7.5 億円、資本準備金 7.5 億円）
株主構成	みずほ銀行 100%
設 立 日	2010 年 1 月 5 日
業 務 内 容	電子記録債権法に基づく電子債権記録業、および附帯する業務（ただし、関係当局から電子債権記録機関の指定を受けることを前提として業務を開始）

【電子記録債権を活用した決済サービスの概要】



以上